

和歌山県サービス付き高齢者向け住宅立入検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき、和歌山県が所管するサービス付き高齢者向け住宅（以下「住宅」という。）に対して実施する立入検査について必要な事項を定める。

(目的等)

第2条 立入検査は、住宅の登録基準への適合状況、運営状況、サービスの提供状況等について実地に調査し、必要な助言、指導等を行うことにより、住宅の適正な運営並びに入居者に対するサービスの質の向上及び入居者の尊厳の保持に寄与し、もって高齢者の居住の安定確保及び福祉の増進を図ることを目的とする。

2 立入検査は、法及び法に基づく政省令、告示、通知、「和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針」並びにこれまでの立入検査の結果等を勘案して実施する。

3 立入検査を効率的かつ効果的に実施するため、別途、毎年度、重点指導項目等を掲げた立入検査実施方針を定める。

(検査対象の選定)

第3条 立入検査は、すべての住宅を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選考については一定の計画に基づいて実施する。

(1) 立入検査は、新規開設住宅については開設後概ね1年以内、新規開設住宅以外の住宅については概ね3年以内に1回行うものとする。

(2) その他、特に立入検査を要すると認められる住宅を対象に実施する。

(実施方法)

第4条 立入検査は、原則として、福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課介護サービス指導室並びに建築住宅課又は管轄振興局建設部の複数の職員がそれぞれの所管事項を分担して行う。

2 立入検査の実施に当たっては、概ね立入検査の実施2箇月前に実施日時、担当職員の氏名等を文書によりサービス付き高齢者向け住宅登録事業者（以下「登録事業者」という。）に通知する。

ただし、事前に通知することにより、当該立入検査の目的が達成できない場合は、事前に通知せず立入検査を行うものとする。

3 法第24条第3項の規定による身分を示す証明書は、和歌山県職員証とし、職員はこれを携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 立入検査は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認で

きる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、住宅の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

5 立入検査を効率的に実施するため、登録事業者に対し事前に資料の提出を求めるものとする。

(実施後の講評等)

第5条 職員は、立入検査実施後、その結果について住宅の代表者等に対し講評を行い、その際、口頭により必要な助言等の指導を行う。

2 実地指導の結果及び内容については、整理の上、後日、登録事業者に対して文書により通知する。この場合において、当該立入検査により住宅において改善を要する事項があるときは、その内容についても通知する。

(改善報告)

第6条 立入検査の結果等に対する改善報告を求める場合は、前条第2項に規定する結果通知により通知する。この場合において、登録事業者は、改善報告書の提出期日（概ね当該通知発送後2箇月以内の日とする。）までに、所要の改善結果又は改善計画について、それを説明する参考資料を添付して、文書により報告する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。